

## 2013 年度成蹊大学法科大学院入学試験問題 民法

### 【問題 1】（配点：50 点）

公益社団法人である A 歯科医師会（以下「A」という。）の会長（代表理事）である B は、A 所有の甲土地（以下「本件土地」という。）を C に売り渡す契約を締結し、手付金を受領した。しかし、A の定款には、「1 本会が資金を借り入れようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、社員総会において、総社員の議決権の 3 分の 2 以上の議決を経なければならない。2 本会が重要な財産の処分又は譲り受けを行う場合も、前項と同様の手続を経なければならない。」「社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。」と規定されている。

- (1) B が社員総会の議決を経ずに本件土地を売却した場合、上記定款の規定の存在を知らなかった C の A に対する本件土地の所有権移転登記手続請求は認められるか。
- (2) C は、上記定款の規定の存在を知っていたが、B に偽造された社員総会議事録を示されて、社員総会の承認が得られたものと誤信した場合、C の A に対する本件土地の所有権移転登記手続請求は認められるか。

### 【問題 2】（配点：50 点）

- (1) 建物建築の請負契約において、注文者の所有する土地の上に請負人が材料全部を提供して建築した建物の所有権が、注文者と請負人のいずれに帰属すると考えるべきかにつき、判例がどのような考え方をとっているかを説明せよ。
- (2) Y は P 建設会社との間で、P が Y 所有の宅地上に Y の建物を代金 5000 万円で建築する旨の請負契約を締結した。なお、この請負契約には、注文者は工事中いつでも契約を解除でき、その場合の工事の既完成部分は注文者の所有とする旨の特約があった。

P はこの工事を X 建設会社に一括して代金 4000 万円で下請けさせたが、この PX 間の下請負契約について P は Y の承諾を得ていなかった。また、この下請負契約中には、完成建物や既完成部分の所有権帰属についての明示の約定はなかった。

X は自ら材料を提供して本件建物の建築工事を行なったが、工事全体の 30 パーセントが完成した時点で、P が破産した。この時点までに Y から P へは工事代金の 60 パーセントである 3000 万円が支払われていたが、P から X へは下請負代金の支払いは全くなされていなかった。

Y は P との請負契約を特約に基づいて解除するとともに X の工事を中止させ、Q 建設会社に残りの工事を依頼し、建物完成後に所有権保存登記を経由した。

そこで X は、本件既完成部分 30 パーセントの所有権は X の所有に属するから、Y には民法 246 条及び 248 条により、P が X に対して支払うべき下請負代金の 30 パーセントである 1200 万円の償還義務がある、と主張して Y に対する訴訟を提起した。

X の請求が認められるか否かについて論ぜよ。